第6章 今後の施策の推進

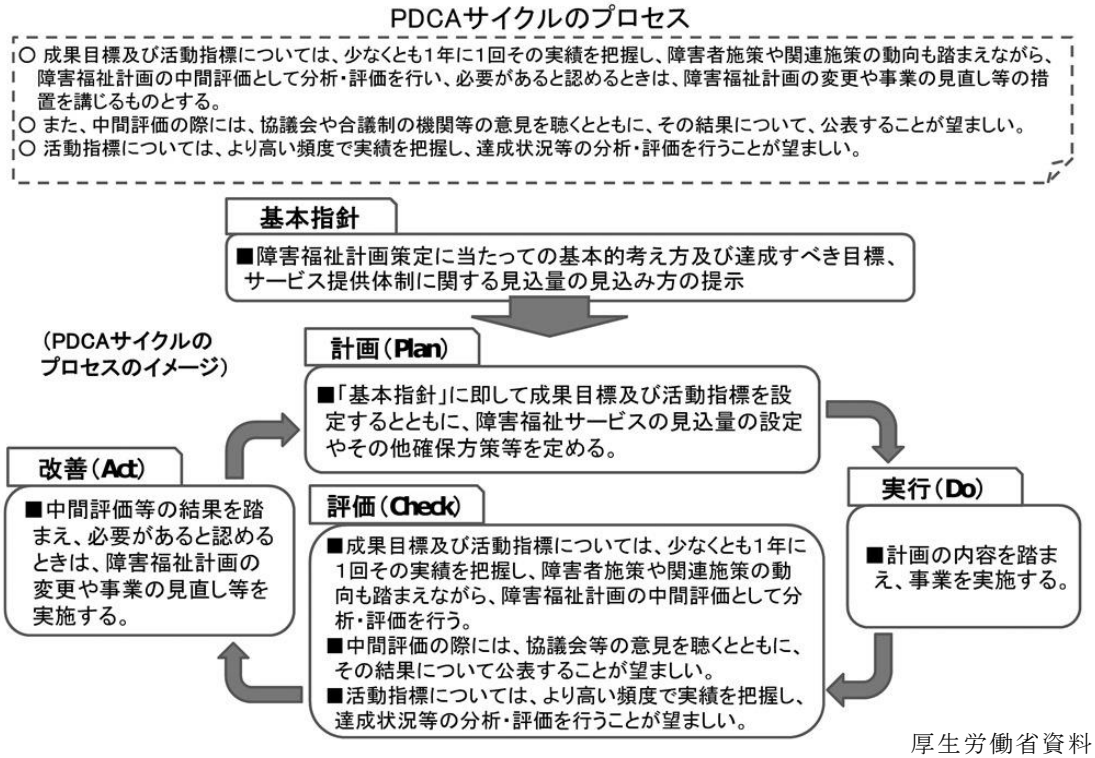
1 ＰＤＣＡサイクルの導入

障害者基本計画においても、計画を的確に推進するため、毎年、計画（Ｐｌａｎ）の進捗状況や達成状況（Ｄｏ）を点検、評価（Ｃｈｅｃｋ）し、それを次年度の施策・事業の実施に反映（Ａｃｔ）していく、ＰＤＣＡサイクルによる計画の進行管理を進めていく方針となっています。

本計画の第３章に定義した成果目標毎に評価シート（次ページ参照）を作成し、障害者自立支援協議会を中心に、計画期間の年度毎に成果目標で設定した活動指標の実績を分析・評価・検証（改善提案）するＰＤＣＡサイクルを構築していきます。

主なＰＤＣＡサイクルの流れは、行政機関等において成果目標（Ｐ）で設定した成果指標や活動指標の実績（Ｄ）に基づき、その分析及び自己評価（Ｃ）を行います。春から夏に作成した評価シートを障害者自立支援協議会等に諮った上で、秋から冬に協議会等の意見を踏まえて検証した改善提案（Ａ）を障害者政策委員会等に報告していきます。

こうしたＰＤＣＡサイクルを継続していくことで、改善提案を受けた関係機関や事業所等が必要な改善や対応等を図っていく体制を構築していきます。



厚生労働省資料

第5期日進市障害福祉計画・第1期日進市障害児福祉計画　評価シート（目標　）

成果目標（P）	**目標：** **【概要】** **【目標を達成するための方策】** ① ② ③

成果指標（D）	項目	計画策定時の数値等（平成28年度の状況）	平成30年度 実績	平成31年度 見込み	平成32年度 目標値(P)
	成果指標①				
	成果指標②				
	成果指標③				

平成　年度　成果目標及び成果指標に対する分析評価（C）と今後の取り組み（A）
① ② ③

2　既存事業の見直しや整理統合

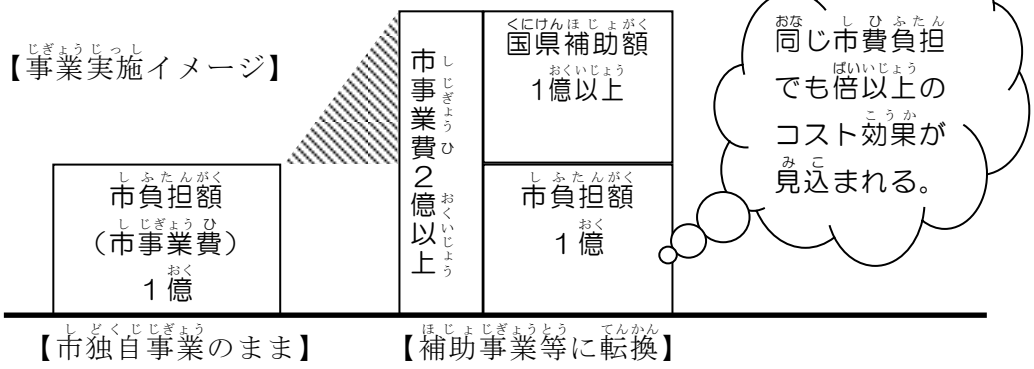
障害者基本法では、障害のある人への施策は、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて実施されるものとされています。また、一般的に合理的配慮は、「障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮」とされており、障害者差別解消法の施行、障害者雇用促進法や発達障害者支援法の改正など、障害のある人の状況に応じた施策の推進が図られています。障害者総合支援法においても改正が行われ、新たな障害福祉サービスの創設や高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用など、障害のある人の状況に応じた制度の見直しが進められています。

一方、国が示している地域生活支援事業の要件においては、一律的な金銭給付型事業は事業要件に適用されません。障害者基本法などの主旨から鑑みても、障害のある人への施策は、全体に一律的な給付を行う事業から個別状況に応じた現物給付型事業への転換が求められていると考えられます。

また、本市の障害者福祉に関する各計画を的確に推進し、持続可能な支援とするためには、限りある財源を有効に活用していくことが必要です。そのためには、障害のある人が地域で暮らしていくために必要な事業で、より効果的かつ効率的な事業に財源を活用していくことが必要となります。

このような状況を踏まえ、障害者基本計画（後期計画）においては、地域生活支援事業や市単独事業について、国県補助等の確保に努めながら、市民の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直しや整理統合を検討する方針としており、本計画でもその方針を踏襲していきます。

なお、障害福祉サービス等の活動指標から、平成３２年度の必要見込量に対する支出見込額は合計で１２億４千万円を超える額となり、平成２８年度実績と比較すると３億円以上増加すると推測されます。一般財源である市負担額としても障害福祉サービス等だけで年額８千万円を超える新たな経費が必要になると考えられることから、その財源確保に取り組んでいく必要があります。



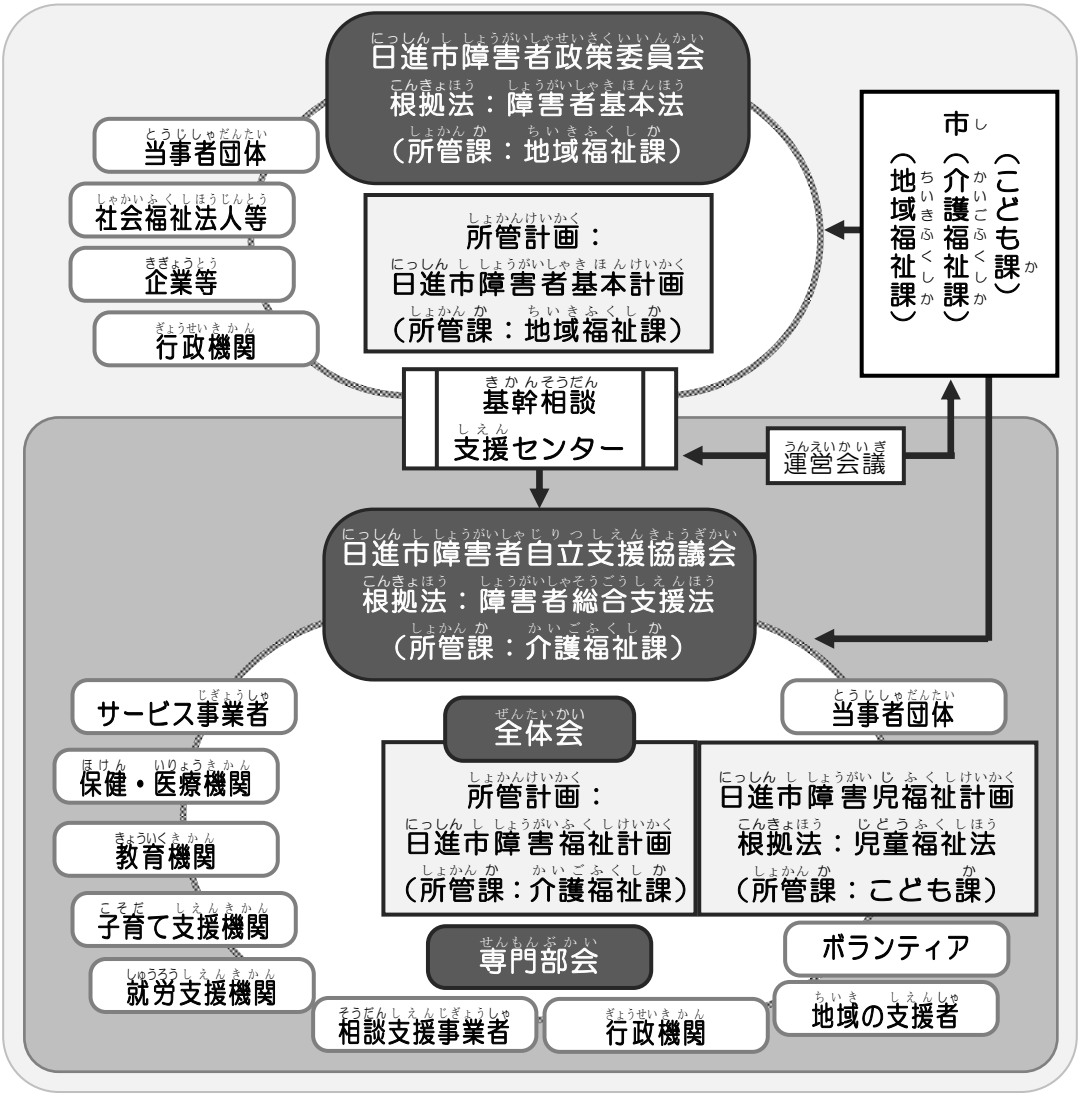
3 関係機関等との連携

地域のネットワーク体制を構築し、障害のある人やその家族などを多角的かつ総合的に支援していくためには、障害に関係する団体や関係機関等と連携が重要となります。

そこで、障害者基本計画に基づき、さまざまな団体や機関等で構成される組織として、障害者基本法第３６条第４項に基づく「障害者政策委員会」と障害者総合支援法第８９条の３第１項に基づく「障害者自立支援協議会」の２つの組織を設置し、それぞれが所管する計画の推進や進行管理等を行っていきます。

各組織の位置付けは、市の障害者福祉全体の方向性を協議する障害者政策委員会を上位組織とし、障害者自立支援協議会（専門部会を含む）は、市の基本方針に基づき、障害福祉サービス等における資源開発や改善等を検討する機関とすることで、各機関の役割を明確にしていきます。

【計画の推進体制イメージ図】



4 情報提供や事業啓発の強化

本市では、地域の障害者福祉の発展のため、障害者自立支援協議会等においてさまざまな取り組みを進めており、市広報等を通じて、障害者福祉に関する制度の周知や活動の取り組みなどの啓発を行っています。

しかし、そうした取組状況や新たな事業に対する周知・理解が市民に広がっていないとの指摘もあることから、市広報等での取り組みを継続するとともに、「理解促進研修・啓発事業」における障害者福祉に関するホームページの作成等を活用し、障害者政策委員会や障害者自立支援協議会等の活動状況、障害を理由にした差別の禁止や合理的配慮の啓発、障害に関するさまざまな事業の情報提供の充実を図っていきます。

また、ホームページ等において、市内事業所のサービス提供情報や販売物品等を一元的に提供するほか、情報を音声や点字に変換できるように音声コードやテキストデータの提供など、障害のある人やその家族等に対して複雑多岐に渡る障害者福祉に関する情報を分かりやすく提供していくことで、障害者福祉における総合的、かつ継続的な情報提供体制の整備を進めていきます。

さらに、障害状況により、提供される情報をうまく理解し、活用することが難しい人もいることから、基幹相談支援センターや特定相談支援事業所等における相談支援体制の充実に努めていきます。